

議案第 24 号

教育長の臨時代理による事務の承認について

( 学齢児童生徒の就学に関する取扱規程中改正 )

学齢児童生徒の就学に関する取扱規程(昭和33年横須賀市教育委員会訓令甲第1号)の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和4年4月21日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

第6条第2項中「市民部窓口サービス課長」を「民生局地域支援部窓口サービス課長」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

( 提案理由 )

組織改正に伴う所要の条文整理のため。

( 参照 )

教育長に委任する事務等に関する規則 ( 抜粋 )

( 委任の範囲 )

第 2 条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

( 中略 )

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

( 中略 )

( 教育長の臨時代理 )

第 3 条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

(就学通知等)

第6条 課長は、就学児童の入学期日及び指定学校を1月末日までに就学通知書(第3号様式)によりその保護者へ通知するとともに、学齢簿に記録されている事項を記載した書類を校長に送付するものとする。

2 市民部窓口サービス課長(以下「窓口サービス課長」という。)又は各行政センター館長(以下「館長」という。)は、前項の通知後に就学児童の就学に関して異動を生じたときは、就学通知書によりその保護者に通知するとともに、その旨を当該校長に通知しなければならない。

民生局地域支援部